

決議案第 3 号

軽度・中等度難聴児への補聴器購入助成制度の拡充を求め  
る意見書について

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条第1項の  
規定により提出する。

令和6年12月17日提出

天理市議会議員	東	田	匡	弘
〃	鳥	山	淳	一
〃	内	田	智	之
〃	神	田	和	彦
〃	山	田	哲	生
〃	市	本	貴	志

軽度・中等度難聴児への  
補聴器購入助成制度の拡充を求める意見書

奈良県では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の聞こえの確保と言語の発達を支援するため、補聴器購入に対する助成制度が設けられている。しかし、現行の補助金交付要綱の助成対象児の記載では、本来助成対象とされている一側性難聴児が助成対象外と受け取られかねず、誤った認識で購入を断念される方がいる。

また、本補助制度では、身体の成長が著しい幼児期では半年に1回、小学生なら1年に1回の割合で作直しが必要とされている耳あて等（耳あて、耳穴型シェル）の買い替え費用、及び汗等の影響により頻繁に起こる不具合に対する修理費用も補助対象外であり、言語習得期の幼児期や、小、中、高校と集団の中でコミュニケーションを交わし社会性を身に着ける年齢層の児童・生徒にとって有益とされるクロス補聴器の購入も補助対象外となっている。

軽度・中等度難聴児、及びその保護者にとって、経済的、心理的な負担なく、安心して過ごせる環境づくりが必要である。

奈良県におかれては、本助成事業の趣旨の更なる実現に向け、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1. 当該助成制度を周知する際、一側性難聴児も助成対象であることがわかるよう、文言を変更すること。
2. 補聴器を装用するための耳あて等（耳あて、耳穴型シェル）の、幼児期なら半年に1回、小学生なら1年に1回の買換え費用、及び補聴器の修理費用について、助成対象とすること。

3. 一側性難聴児にとって有用なクロス補聴器について、補助対象に加えること。
4. 当該助成制度における所得制限を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月17日

天 理 市 議 会